

これは日本語サンプルです

ドメインネーム登録代理人 としての再販売者に関する追加諸条件

第1条 ドメインネーム登録サービス ベリオ(以下「ベリオ」という。)は、認定第三者登録機関であるMelbourne IT Limited (以下「DNベンダー」という。)を、.com、.net、.orgその他のカントリーコードのトップレベルのドメインでのドメインネーム登録サービスを提供する業者として選定している。再販売者は、ドメインネーム登録サービスに関する以下の条件が、再販売者とベリオの間の契約のみならず、再販売者とDNベンダーとの間の直接の契約をも構成することに同意する。本契約において使用される「登録する」又は「登録」という文言は、ドメインネームの初期登録、更新又は譲渡を含むものと解される。

第2条 申請の受理 ベリオ及びDNベンダーは、理由の如何にかかわらず、いかなるドメインネームの登録申請も拒絶する権利を留保する。再販売者は、ベリオ、DNベンダーのいずれも、かかる拒絶に起因する損失又は損害について責任を負わないことに同意する。

第3条 表明及び保証 再販売者は、(i)ドメインネームの登録、ドメインネームの直接若しくは間接の使用法のいずれも、第三者の法的権利を侵害しないこと、(ii)ドメインネーム登録に関連して提供されるすべての情報は正確であり、今後も正確であること、並びに(iii)再販売者によるドメインネームの登録及び再販売者又はその顧客によるドメインネームの使用は、いかなる時も、すべての適用ある法律に即していること、を表明し、保証する。

第4条 紛争方針 再販売者は、ベリオを通じて登録されたドメインネームに関する紛争については、参照により本契約の一部を構成することになる、現行の紛争方針(以下「紛争方針」という。)及び紛争方針手続に拘束されることに同意する。再販売者は、紛争方針は適宜変更しうることを了解し、紛争方針の変更又は修正が効力を生じた後もドメインネーム登録を維持した場合、かかる変更又は修正を承諾したとみなされることに同意する。再販売者は紛争方針に定める裁判所の管轄権に服する。が、適用される可能性のある他の管轄権が損なわれることはないものの、現行の紛争方針は <http://direct.inww.com/dispute.shtml>において、対応する紛争解決手続及び規則(以下「紛争規則」という。)は<http://direct.inww.com/icanprocedurs.shtml>において閲覧できる。

第5条 手数料及び支払い 再販売者は、ドメインネーム登録に関するすべての支払義務は、かかるドメインネームを移動又は譲渡する際のすべてのコスト及び手数料を含め、再販売者とベリオの間に限定されることに同意する。DNベンダーは、登録サービスの提供に関する再販売者への払戻しその他の支払いについて責任を負わない。

再販売者は、更新料の支払期限が到来した時点で通知を受ける。更新料が、更新に関する通知又は督促状に明記された期限内に支払われなかった場合、再販売者又はその顧客の登録は解除される。

第6条 要求される情報 登録手続の一環として、再販売者は、可能な場合には、顧客の氏名、住所、メールアドレス、電話番号及びファクシミリ番号等の顧客の連絡先を含むがこれに限定されない、一定の情報(以下「顧客情報」という。)の提供を要求される。再販売者は、当該情報を最新、完全かつ正確に保つために必要に応じて速やかに情報を更新し、ベリオ又はDNベンダーが適宜合理的に要求する追加情報を追加することに同意する。再販売者は、ベリオのウェブサイトを通じて、顧客の個人情報及び/又はドメインネーム登録情報にアクセスし、かかる情報を閲覧、修正又は更新することができる。

再販売者は、正確性若しくは信頼性に欠ける情報を故意に提供すること、ベリオ若しくはDNベンダーに提供された情報の速やかな更新を故意に怠ること、又は登録に係る連絡先が正確か否かの問い合わせを受けたにもかかわらず回答を15暦日超怠ることは、かかる登録の解除を正当化する重大な違反行為に当たることに同意する。

第7条 個人情報の使用 再販売者は、DNベンダー及びベリオは、両者間で、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)との間で、登録管理機関との間で、並びにICANN及び適用ある法律及び/若しくは政策が要求し又は認める他の第三者との間で、個人情報を共有することに同意し、これを確認する。再販売者はさらに、ベリオ及び/又はDNベンダーは、検査(WHOIS・サービスを通じた検査等)、ターゲット・マーケティングその他ICANN並びに適用ある法律及び/若しくは政策が要求し又は認める目的のために、個人情報を公開し、又は第三者ベンダーに直接提供することを認められる(及び場合によっては要求される)ことに同意し、これを確認する。

ベリオ及びDNベンダーは、再販売者から入手する特定された又は特定可能な自然人に関するデータの処理を、本契約に定める目的及び他の制限に反する方法で行わないこと、並びに再販売者から入手する情報を損失、濫用、無断アクセス若しくは開示、改変又は破壊から保護するべく合理的な予防措置を講じることにそれぞれ同意する。

第8条 第三者の情報 登録の際に第三者に関する情報を提供する場合、再販売者は(i)当該第三者の情報を開示し使用する旨を当該第三者に通知していること、並びに(ii)本契約の定めに基づき当該第三者の情報の開示及び使用に関して当該第三者の明示的な承諾を得ていることを表明し保証する。第三者のためにドメインネーム登録を行う場合、再販売者は、紛争方針を含む、本契約のすべての諸条件の当事者として当該第三者を拘束する権限を自己が有することを表明し保証する。第三者にドメインネームの使用を許諾しその他ドメインネームの使用を認める場合でも、再販売者が本契約に基づき責任を負う契約当事者及び登録上のドメインネーム所有者であることに変わりはない。また、再販売者は、

支払義務を含むがこれに限定されない、本契約に基づくすべての義務について責任を負い、ドメインネーム及びドメインネーム登録に関連して生じる問題の適時解決を図るに十分な、再販売者自身及び当該第三者双方の詳細な連絡先並びに技術、事務、請求及びゾーン・コンタクトに関する正確な情報を提供し必要に応じて更新するものとする。

第9条 登録機関の変更 適用あるICANNの方針に基づき、ドメインネーム登録は、当初の登録から60日以内に他の登録機関に移転することはできない。また、ドメインネーム登録を他の登録機関へ移転する場合は、該当する登録機関の移転方針に服する。

第10条 所有権の変更 再販売者又はその顧客は、ドメインネームを他の者又は事業体に譲渡することを望む場合、ベリオのウェブサイトを通じてドメインネームの所有権譲渡を求めることにより、所有権譲渡サービスを要請することができる。再販売者は、ドメインネームの譲渡先となる事業体が、本契約のすべての諸条件、紛争方針及びこれに付随する規則及び手続、並びにDNベンダー、ICANN又はベリオのドメインネーム登録に関する現行のすべての方針に拘束されることに同意することにかかる所有権譲渡の条件とすることを確認し、同意する。

第11条 改訂 再販売者は、登録サービスに関する本諸条件は(紛争方針を含む)は、改訂しうことに同意する。かかる改訂は、改訂された条件がDNベンダー又はベリオのいずれかのウェブサイトに掲載された時点で直ちに拘束力及び効力を生じるものとする。再販売者は、かかる改訂を認識するために定期的にDNベンダー及びベリオのウェブサイトを閲覧することに同意する。再販売者が登録されたドメインネームの使用を継続した場合、かかる改訂を承諾したものとみなされる。再販売者がかかる改訂に同意しない場合、再販売者の救済は、ドメインネーム登録の解除又は別のドメインネーム登録機関への移転を要請することに限定される。

第12条 違反及び解除 ベリオ及びDNベンダーは、(i)再販売者若しくはその顧客が本契約(紛争方針を含む)の規定に違反した場合に、(ii)紛争方針、若しくはICANN、若しくは登録方針若しくは手続が要求若しくは許可するところに応じて、(iii)DNベンダー若しくは他の登録機関若しくは登録管理機関の誤りを是正するために、(iv)ドメインネームに関する紛争を解決するために、又は(v)管轄権を有する裁判所の命令若しくは仲裁判断に応じるために、ドメインネーム登録を直ちに停止し、解除し、移転し又は修正する権利をそれぞれ留保する。

第13条 ドメインネーム登録の移転 再販売者が別の登録上のドメインネーム登録機関からベリオ及びDNベンダーにドメインネームを移転する場合、次の条件が適用される。再販売者は、移転要請を行うに当たり、次の事項について表明し、保証する。(i)再販売者又はその顧客は、移転されるドメインネームの正当な所有者であること、(ii)再販売者又はその顧客のいずれも、現在の登録上の登録機関に対する債務不履行がないこと、(iii)再販売者又はその顧客のいずれも、係属中の破産手続の当事者となつ

ていないこと、(iv)当該ドメインネームは、現在、差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分その他名称の如何を問わず紛争又は取立ての対象となっていないこと、(v)再販売者及びその顧客は、当該移転を要請することを法的に認められていること、並びに(vi)当該ドメインネームの登録、新たな登録機関への移転又は更新から 60 日超が経過していること。再販売者は、ベリオ又はDNベンダーのいずれも、現在の登録上の登録機関に対する、移転されるドメインネームに関する債務については一切責任を負わないことに同意し、再販売者は、当該移転に関連して第三者(現在の登録上の登録機関を含む)が掲げた要求の解決に際してベリオ又はそのDNベンダーに生じるコストを負担するものとする。再販売者は、ベリオ及びそのDNベンダーに対し、現在の登録上の登録機関及び登録簿に連絡、接触し、登録情報を更新する行為を含め、ドメインネームの移転に合理的に必要なすべての行為を行う権限を付与する。

第 14 条 責任の否定 法律で許容される限度で、再販売者は、ベリオ若しくはDNベンダー、又はそれぞれのサプライヤー若しくはサービスプロバイダーのいずれも、登録の処理、若しくは対象期間中に行われるドメインネームの記録に対する認められた修正、若しくは再販売者が登録料若しくは更新料を支払うことを怠ったことに関連して再販売者又はその顧客に生じた損失、又は紛争方針の規定を適用した結果再販売者又はその顧客に生じた損失について再販売者に対する責任を負わないことに同意する。

第 15 条 補償 再販売者は、本契約に基づくベリオに対する補償義務に加え、再販売者若しくはその顧客によるドメインネーム登録又はドメインネーム使用に起因し若しくは関連する一切の請求、損害、損害賠償責任、コスト及び費用(合理的な弁護士報酬及び費用を含む)についてDNベンダー及び登録管理機関並びにそれぞれの取締役、役員、従業員及び代理人を補償し、補償を継続し、被害が及ばないようにすることに同意する。

再販売者は、ドメインネーム登録サービスは、「原状有姿」で「利用可能な場合に」提供されることに同意する。ベリオ、DNベンダー及びそれぞれのサプライヤー及びサービスプロバイダー各社は、明示又は黙示にかかわらず、商品性、特定目的に対する適合性及び侵害の不存在に関する黙示的な保証を含むがこれらに限定されない、いかなる種類のいかなる保証をも明示的に否定する。ベリオ、DNベンダー及びそれぞれのサプライヤー及びサービスプロバイダー各社は、ドメインネーム登録サービスが再販売者の要件を満たすこと、又は当該サービスが中断せず、適時に提供され、安全であり又はエラーがないことについていかなる保証も行わない。また、ベリオ、DNプロバイダー又はそれぞれのサプライヤー又はサービスプロバイダー各社は、登録サービスの利用による結果についていかなる保証も行わない。ベリオ、DNベンダー及びそれぞれのサプライヤー又はサービスプロバイダー各社は、本契約に基づくドメインネームの登録又は使用によって、再販売者又はその顧客がドメインネーム登録に対する異議申立から保護されること、又は再販売者若しくはその顧客について登録されたドメインネームの停

止、解除若しくは移転から、保護されることについていかなる表明又は保証も行わないが、これにより本諸条件における前記の規定が制限されることはない。

ベリオ、DN ベンダー、又はそれぞれのサプライヤー若しくはサービスプロバイダーのいずれも、いかなる種類の直接、特別、間接又は派生損害(逸失利益を含む)について、契約、不法行為(過失を含む)その他行為の形態にかかわらず、かかる損害の可能性について通知を受けていた場合であっても、その責任を負わない。再販売者は、本契約に基づき提供される登録サービス及び本契約の違反に関するベリオ、DN ベンダー及びそれぞれのサプライヤー及びサービスプロバイダーの賠償責任総額、並びに再販売者の限定的な救済は、専らかかるサービスについて支払われた額に限定されることに同意する。

ベリオ及び DN ベンダーのサプライヤー並びにサービスプロバイダーは、責任の制限、権利放棄、補償その他再販売者に対して本来負っている責任を制限する本契約の他の規定に関する明確な第三者受益者としてここに指定される。